

高岡市男女平等推進プラン(第 2 次)後期計画 DV 対策基本計画(第 3 次)の策定体制について

1 概要

〔男女平等推進プラン〕

平成 28 年度に策定された高岡市男女平等推進プラン(第 2 次)では、平成 29 年度～令和 3 年度までを前期計画期間としており、次の 5 年間(令和 4 年度～令和 8 年度)を後期計画期間と位置づけ、前期事業計画の進捗状況や課題を踏まえ、新たな事業計画を策定する。

〔DV 対策基本計画〕

平成 29 年 2 月に「高岡市 DV 対策基本計画(第 2 次)」(計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度)を策定した。この計画期間における取り組み状況や課題と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」の改正等を踏まえ、新たな DV 対策基本計画(第 3 次)を策定する。

2 策定体制

(1) 高岡市男女平等推進市民委員会

条例に基づき、市長の諮問に応じ、男女平等・共同参画の推進に関する事項の審議を行う。

起草委員(男女平等推進プラン部会)(DV 対策基本計画部会)

市民委員から起草委員を選考し、事務局の次期計画素案を検討、協議する。

(2) 高岡市男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進市民委員会の調査・審議に資するため、庁内連絡会議を開催する。

(3) 高岡市 DV 対策関係機関連絡会

関係機関・団体等で構成し、被害者支援のため緊密な連携を図り意見交換を行う。

3 市民等からの意見聴取等

市民委員会において討議・審議を行うとともに、市民、支援団体等からの意見を聴取するほか、市ホームページ等において計画策定に関する情報公開を行う。

「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」を実施する。

4 策定スケジュール(予定)

	【 男女平等推進プラン 】	【 DV 対策基本計画 】
4 月	各課へ現推進プラン・DV 対策の進捗状況等の調査	
5 月	庁内連絡会議	DV 対策関係課会議
6 月	市民委員会、意識・実態調査	DV 対策関係機関連絡会議
8 月	庁内連絡会議	
9、10 月	推進プラン部会、DV 計画部会、市民委員会	
12 月	市広報、ホームページ等による意見募集、各課への確認調査	
R 4 年 1 月	庁内連絡会議、推進プラン部会	DV 計画部会
2 月	市民委員会、議会報告	